○外務省令第七号

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

外務大臣　林　芳正

子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

子女教育手当の支給に関する規則（昭和四十八年外務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（加算支給に関する届出） **第一条の二**　法第十五条の二第二項から第五項までの規定により、在外公館に勤務する在外職員の年少子女が学校教育を受ける場合には、当該年少子女の就学状況その他必要な事項を、授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添えて、当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合及び法第十五条の三第三項の規定により子女教育手当を一括して支給されることとなる場合も、同様とする。 （子女教育手当の支給の特例） **第八条**　外務大臣は、本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地を出発した後、六十日以内にその地に帰着し得ないこととなつたときで次の各号の一に該当し、子女教育手当を支給することが適当であると認める場合は、その事実が発生した日まで当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。 一～四　［略］ ［削る］ **第八条の二**　外務大臣は、次に掲げる場合においては、前条の規定にかかわらず、外務大臣が認める間、子女教育手当を支給することができる。 一　本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地を出発した後、当該年少子女又は当該年少子女を伴つて本邦に帰国した在外職員の心身の故障その他やむを得ない事情により六十日以内にその地に帰着し得ないこととなつたときで、子女教育手当を支給することが適当であると認める場合 二　大規模な騒乱や災害等が発生している地において就学している在外職員の年少子女を、外務大臣の指示により、その地から一時退避せしめることとする場合 **第八条の三**　法第十五条の三第三項に規定する外務省令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。 一　在外公館の所在国の政府から国外退去の要請又は通告を受けたことにより、在外職員が帰国又は新在勤地への転勤を命ぜられた場合 二　大規模な騒乱や災害等の影響により、在外職員が帰国又は新在勤地への転勤を命ぜられた場合 2　法第十五条の三第三項に規定する外務省令で定める期間は、一年を限度とする。 （必要経費の費目及び算定） **第九条**　［略］ 2　前項に定める経費につき法第十五条の二第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、法第十五条の三第三項の規定により	（加算支給に関する届出） **第一条の二**　法第十五条の二第二項から第五項までの規定により、在外公館に勤務する在外職員の年少子女が学校教育を受ける場合には、当該年少子女の就学状況その他必要な事項を、授業料等の領収書その他の証拠書類の写しを添えて、当該在外職員の属する在外公館の長を経由して外務大臣に届け出なければならない。その届け出た事項に変更が生じた場合も、同様とする。 （子女教育手当の支給の特例） **第八条**　外務大臣は、本邦に帰国した在外職員の年少子女が在外職員の在勤地又は在勤地及び本邦以外の地を出発した後、六十日以内にその地に帰着し得ないこととなつたときで次の各号の一に該当し、子女教育手当を支給することが適当であると認める場合は、その事実が発生した日まで当該在外職員に子女教育手当を支給することができる。 一～四　［同上］ 五　年少子女に心身の故障等が生じた場合 **第八条の二**　大規模な騒乱や災害等が発生している地において就学している在外職員の年少子女を、外務大臣の指示により、その地から一時退避せしめることとする場合の子女教育手当の支給に当たつては、前条の規定にかかわらず、外務大臣が認める間、支給することができる。 ［新設］ （必要経費の費目及び算定） **第九条**　［同上］ 2　前項に定める経費につき法第十五条の二第二項第一号イ及び同条第三項第一号に規定する標準的であると認定する額又は同条第二項第一号ロ及び同条第五項に規定する必要経費の額を算定するときは、次の各号に定めるところによる。ただし、第二号に定める入学料等入学時に一